

事務ガイドライン（第一分冊：預金取扱い金融機関関係）

現 行	改正後
<p data-bbox="291 363 994 405"><u>0 - 4 個別銀行に関するデータへのアクセスの整備及び行政報告</u></p> <p data-bbox="264 469 542 494">0 - 4 - 2 行政報告</p> <p data-bbox="259 517 1120 593">次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p data-bbox="264 612 362 638"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="264 756 407 782">(12)(略)</p> <p data-bbox="264 804 371 829"><u>(新設)</u></p>	<p data-bbox="1178 363 1881 405"><u>0 - 4 個別銀行に関するデータへのアクセスの整備及び行政報告</u></p> <p data-bbox="1151 469 1429 494">0 - 4 - 2 行政報告</p> <p data-bbox="1146 517 2007 593">次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p data-bbox="1146 612 2007 737"><u>なお、行政処理を行った財務局とは別に、銀行議決権大量保有者等に係る銀行の本店所在地を管轄する財務局がある場合には、当該財務局にも報告するものとする。</u></p> <p data-bbox="1151 756 1294 782">(12)(略)</p> <p data-bbox="1151 804 1697 829"><u>(13) 銀行法第 26 条第 1 項に規定する命令</u></p> <p data-bbox="1151 852 1948 928"><u>(14) 銀行法第 52 条の 2 第 1 項に規定する銀行議決権保有届書書の受理</u></p> <p data-bbox="1151 951 1953 1027"><u>(15) 銀行法第 52 条の 3 第 1 項、第 3 項に規定する変更報告書及び第 4 項に規定する訂正報告書の受理</u></p> <p data-bbox="1151 1050 1962 1174"><u>(16) 銀行法第 52 条の 4 第 1 項に規定する基準日の届出、同項に規定する銀行議決権保有届出書及び同条第 2 項に規定する変更報告書の受理</u></p> <p data-bbox="1151 1197 1895 1222"><u>(17) 銀行法第 52 条の 5 に規定する訂正報告書の提出命令</u></p> <p data-bbox="1151 1244 1895 1270"><u>(18) 銀行法第 52 条の 6 に規定する訂正報告書の提出命令</u></p> <p data-bbox="1151 1292 1921 1318"><u>(19) 銀行法第 52 条の 7 に規定する報告又は資料の提出命令</u></p> <p data-bbox="1151 1340 1953 1366"><u>(20) 銀行法第 52 条の 9 第 3 項に規定する特定主要株主が主要</u></p>

<p>(13)(略)</p>	<p><u>株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったときの届出の受理</u></p> <p>(21) <u>銀行法第 52 条の 11 に規定する報告又は資料の提出命令</u></p> <p>(22) <u>銀行法第 52 条の 14 第 2 項に規定する命令</u></p> <p>(23) <u>銀行法第 52 条の 33 第 3 項に規定する命令</u></p> <p>(24) <u>銀行法第 53 条第 1 項第 7 号に規定する届出の受理</u></p> <p>(25) <u>銀行法第 53 条第 2 項に規定する届出の受理</u></p> <p>(26) <u>銀行法第 53 条第 3 項第 8 号に規定する届出の受理</u></p> <p>(27)(略)</p>
<p>1 - 3 自己資本比率の計算について</p> <p>1 - 3 - 1 届出書の記載内容のチェック</p> <p>施行規則第 35 条第 1 項第 22 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ又は劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>少なくとも<u>破産及び会社更生</u>といった劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に上位債権者を優先させる契約内容がある旨の記</p>	<p>1 - 3 自己資本比率の計算について</p> <p>1 - 3 - 1 届出書の記載内容のチェック</p> <p>施行規則第 35 条第 1 項第 22 号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れ又は劣後特約付社債（以下「劣後債」という。）の発行の届出があった場合において、これらが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</p> <p>少なくとも<u>破産、会社更生、民事再生等の劣後状態</u>が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に<u>利払い、配当を含め</u>上位債権者を優先させる</p>

<p>載があるか。</p> <p>～ (略)</p>	<p>契約内容がある旨の記載があるか。</p> <p>～ (略)</p>
<p>1 - 3 - 6 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>(1) 連結自己資本比率を算出する際に金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>告示第7条の2第1項第2号イ又は第25条の2第1項第2号イに規定する投資及び事業に関する契約(以下1-3において「合弁契約」という。)については、以下の点についてチェックする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約当事者にすべての共同支配会社が含まれているか。また、共同支配会社以外の法人等が含まれていないか。 ・ 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の設立、株式の発行等、共同支配会社の持株割合等(告示第7条の2第1項第1号に規定する持株割合等をいう。以下1-3において同じ。)共同支配会社からの役員派遣その他の役員を選任に関する事項、共同支配会社による経営への関与に関する事項(株主総会の決議方法等に関する事項並びに取締役会等の構成及び決議方法等に関する事項を含む。)などが契約内容に含まれているか。 	<p>1 - 3 - 6 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>(1) 連結自己資本比率を算出する際に金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>告示第7条の2第1項第2号イ又は第25条の2第1項第2号イに規定する投資及び事業に関する契約(以下1-3において「合弁契約」という。)については、以下の点についてチェックする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約当事者にすべての共同支配会社が含まれているか。また、共同支配会社以外の法人等が含まれていないか。 ・ 合弁契約に係る金融業務を営む関連法人等の設立、株式の発行等、共同支配会社の保有議決権割合(告示第7条の2第1項第1号に規定する保有議決権割合をいう。以下1-3において同じ。)共同支配会社からの役員派遣その他の役員を選任に関する事項、共同支配会社による経営への関与に関する事項(株主総会の決議方法等に関する事項並びに取締役会等の構成及び決議方法等に関する事項を含む。)などが契約内容に含まれているか。

告示第7条の2第1項第2号口又は第25条の2第1項第2号口に規定する、合併契約に基づき持株割合等に応じて共同でその事業の支配及び運営を行う体制がとられているかどうかについては、以下の点についてチェックする。

- ・ 合併契約に係る金融業務を営む関連法人等の株主総会その他これに準ずる機関（以下1 - 3において「意思決定機関」という。）において、共同支配会社は持株割合等と同一の割合の議決権を与えられているか。
- ・ 各共同支配会社の合併契約に係る金融業務を営む関連法人等への取締役派遣割合（合併契約上、取締役を指名又は任免することが認められる取締役の数が全取締役数に占める割合をいう。）は持株割合等と同一となっているか。それらが同一でない場合には、代表取締役、社長、会長その他の役員の派遣状況等に照らして、実質的に持株割合等が同一であるのと同視できるか。
- ・ 合併契約において定められている持株割合等が、当該合併契約の変更を伴うことなく変更され得ることとなっていないか（下記 の場合を除く）。
- ・ （略）
- ・ 合併契約に係る金融業務を営む関連法人等に対する各共同支配会社の追加出資並びに各共同支配会社（その子会社、子法人等及び関連法人等を含む。）の融資、債務保証その他のリスク負担行為が持株割合等に応じて行われる

告示第7条の2第1項第2号口又は第25条の2第1項第2号口に規定する、合併契約に基づき保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行う体制がとられているかどうかについては、以下の点についてチェックする。

- ・ 合併契約に係る金融業務を営む関連法人等の株主総会その他これに準ずる機関（以下1 - 3において「意思決定機関」という。）において、共同支配会社は保有議決権割合と同一の割合の議決権を与えられているか。
- ・ 各共同支配会社の合併契約に係る金融業務を営む関連法人等への取締役派遣割合（合併契約上、取締役を指名又は任免することが認められる取締役の数が全取締役数に占める割合をいう。）は保有議決権割合と同一となっているか。それらが同一でない場合には、代表取締役、社長、会長その他の役員の派遣状況等に照らして、実質的に保有議決権割合が同一であるのと同視できるか。
- ・ 合併契約において定められている保有議決権割合が、当該合併契約の変更を伴うことなく変更され得ることとなっていないか（下記 の場合を除く）。
- ・ （同左）
- ・ 合併契約に係る金融業務を営む関連法人等に対する各共同支配会社の追加出資並びに各共同支配会社（その子会社、子法人等及び関連法人等を含む。）の融資、債務保証その他のリスク負担行為が保有議決権割合に応じて行わ

<p>こととされ、又はこれに反する内容となっていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ その他合弁契約に基づき<u>持株割合等</u>に応じて共同でその事業の支配及び運営が行われていないと認められる点はないか。 <p>告示第7条の2第1項第1号若しくは第2号二又は第25条の2第1項第1号若しくは第2号二に規定する、当該銀行が<u>持株割合等</u>を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等(以下1-3において、「<u>過大負担契約等</u>」)という。)は、書面又は口頭、明示又は黙示のいずれによるかを問わないものとする。</p> <p>合弁契約において一定の事由を停止条件として<u>持株割合等</u>の変更を認めることとされている場合には、停止条件の内容が明確かつ合理的なものであり、かつ、当該停止条件が成就していないことが明らかである限りにおいては、<u>過大負担契約等</u>に該当しないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資を</p>	<p>れることとされ、又はこれに反する内容となっていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (同左) ・ その他合弁契約に基づき<u>保有議決権割合</u>に応じて共同でその事業の支配及び運営が行われていないと認められる点はないか。 <p>告示第7条の2第1項第1号若しくは第2号二又は第25条の2第1項第1号若しくは第2号二に規定する、当該銀行が<u>保有議決権割合</u>を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等(以下1-3において、「<u>過大負担契約等</u>」)という。)は、書面又は口頭、明示又は黙示のいずれによるかを問わないものとする。</p> <p>合弁契約において一定の事由を停止条件として<u>保有議決権割合</u>の変更を認めることとされている場合には、停止条件の内容が明確かつ合理的なものであり、かつ、当該停止条件が成就していないことが明らかである限りにおいては、<u>過大負担契約等</u>に該当しないものとする。</p> <p>(同左)</p> <p>(2) 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資を</p>
--	--

している銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。但し、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらずなじみがないことや、会計上の事務負担が増加することに鑑み、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。

(略)

連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次のイに掲げる額を控除し、ロに掲げる額を加算した額とする。

イ (略)

ロ 毎決算期(中間期を含む。)の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、告示第8条から第10条まで又は第26条及び第27条を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に持株割合等を乗じて得た額

~ (略)

している銀行及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。但し、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらずなじみがないことや、会計上の事務負担が増加することに鑑み、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。

(同左)

連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次のイに掲げる額を控除し、ロに掲げる額を加算した額とする。

イ (同左)

ロ 毎決算期(中間期を含む。)の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、告示第8条から第10条まで又は第26条及び第27条を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に保有議決権割合を乗じて得た額

~ (略)

1 - 4 金融機関の健全性に関し報告を求める場合及び業務改

1 - 4 金融機関の健全性に関し報告を求める場合及び業務改

<p style="text-align: center;"><u>善を求める場合の着眼点</u></p> <p>1 - 4 - 2 経営管理</p> <p>(10) 各種法令の遵守のために具体的な措置が講じられているか。</p>	<p style="text-align: center;"><u>善を求める場合の着眼点</u></p> <p>1 - 4 - 2 経営管理</p> <p>(10) 各種法令の遵守のために具体的な措置が講じられているか。<u>新規業務の開始にあたって、法令の遵守のために適切かつ十分な検討を行っているか。</u></p>
<p>1 - 4 - 4 その他</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>1 - 4 - 4 その他</p> <p><u>(8) その他付随業務の取扱いについて</u></p> <p><u>当該業務が、法第10条第2項の「その他の銀行業に付随する業務」の範疇にあるかどうかの判断にあたっては、法第12条において他業が禁止されていることに十分留意し、以下のような観点を考慮した取扱いとなっているか。</u></p> <p><u>当該業務が法第10条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務に準ずるか。</u></p> <p><u>当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。</u></p> <p><u>当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。</u></p> <p><u>銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。</u></p>

1 - 5 認可・承認にあたっての手続き等について

1 - 5 - 1 株式の取得制限

(1) 銀行の子会社である投資顧問会社が、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等は、法第 16 条の 3 において銀行の子会社が取得し又は所有する株式等に含まれるものではないことに留意する。

(2) 法第 16 条の 3 第 2 項ただし書き又は法第 52 条の 8 第 2 項ただし書きの承認を行う場合で、その株式等の取得理由が施行規則第 17 条の 6 第 3 号又は同 34 条の 12 第 3 号に定める場合(いわゆるデット・エクイティ・スワップによる場合)には、同法第 16 条の 3 第 3 項に定める承認の条件である当該株式等のうち基準株式数等を超える部分の株式等を「速やかに処分すること」とは「遅くとも当該会社の経営改善のための計画終了(注)後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。

(注)「計画終了」とは、当該計画期間を満了した場合、当該計画を計画期間よりも早期に達成した場合、当該会社が破綻又は実質的に破綻した場合及び当該計画を見直した場合をいう。

(3) 法第 16 条の 3 第 2 項ただし書きの承認にあつては、基準株式等を超過し、かつ 1 年を超えて所有しようとする場合には、そ

1 - 5 認可・承認にあたっての手続き等について

1 - 5 - 1 議決権の取得制限

(1) 銀行の子会社である投資顧問会社が、投資一任契約に基づき顧客のために議決権を行使し又は議決権の行使について指図を行う株式等に係る議決権は、法第 16 条の 3 において銀行の子会社が取得し又は保有する議決権に含まれるものではないことに留意する。

(2) 法第 16 条の 3 第 2 項ただし書き又は法第 52 条の 24 第 2 項ただし書きの承認を行う場合で、その議決権の取得理由が施行規則第 17 条の 6 第 3 号又は第 34 条の 20 第 3 号に定める場合(いわゆるデット・エクイティ・スワップによる場合)には、法第 16 条の 3 第 3 項に定める承認の条件である当該議決権のうち基準議決権数を超える部分の議決権を「速やかに処分すること」とは「遅くとも当該会社の経営改善のための計画終了(注)後速やかに処分すること」との趣旨であることに留意する。

(注)「計画終了」とは、当該計画期間を満了した場合、当該計画を計画期間よりも早期に達成した場合、当該会社が破綻又は実質的に破綻した場合及び当該計画を見直した場合をいう。

(3) 法第 16 条の 3 第 2 項ただし書きの承認にあつては、基準議決権数を超過し、かつ 1 年を超えて保有しようとする場合には、そ

の都度承認申請が必要であるが、その超過理由が施行規則第17条の6第8号の「元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式等の所有」の場合には、インデックス運用等の実態及び独禁法上の運営との平仄も踏まえ、原則以下の手続きにより、その届出受理、承認を行うこととする。なお、以下の取扱いについては、当該株式等を有価証券勘定、元本補てんのある信託にかかる信託勘定で保有するもの及び子会社で保有するものが5%以内の所有となっている場合にのみ適用することに留意する。

届出

施行規則第35条第1項第11号に基づく届出（以下、「11号届出」という。）は、毎年1月末日までに、前年12月末日時点の保有株数をもとに、翌年度に基準株式数等を超えて取得し、又は所有しようとする株式等について別紙1により行うものとする。また、同第13号に基づく届出は、毎年4月末日までに、3月末日時点の保有株数をもとに、前年度に基準株式数等を超えて所有しなくなった株式等のうち当該年度に基準株式数等を超えて所有しようとしない株式等について別紙2により行うものとする。

承認（法第16条の3第2項ただし書き）

承認申請は、11号届出を行った株式等のうち、その取得し、又は所有することとなった日から1年を超えて所有しようとするもの及び、承認期限が到来するものについて、当該届出を行った年

その都度承認申請が必要であるが、その超過理由が施行規則第17条の6第10号の「元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式等の所有」の場合には、インデックス運用等の実態及び独禁法上の運営との平仄も踏まえ、原則以下の手続きにより、その届出受理、承認を行うこととする。なお、以下の取扱いについては、有価証券勘定、元本補てんのある信託にかかる信託勘定で保有する株式等に係る議決権及び子会社で保有する議決権が5%以内の保有となっている場合にのみ適用することに留意する。

届出

施行規則第35条第1項第11号に基づく届出（以下、「11号届出」という。）は、毎年1月末日までに、前年12月末日時点の保有株数をもとに、翌年度に基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする議決権について別紙1により行うものとする。また、同第13号に基づく届出は、毎年4月末日までに、3月末日時点の保有株数をもとに、前年度に基準議決権数を超えて保有しなくなった議決権のうち当該年度に基準議決権数を超えて保有しようとしない議決権について別紙2により行うものとする。

承認（法第16条の3第2項ただし書き）

承認申請は、11号届出を行った議決権のうち、その取得し、又は保有することとなった日から1年を超えて保有しようとするもの及び、承認期限が到来するものについて、当該届出を行った年

<p>の2月の第10営業日までに申請を受理し、3月の第7営業日までに承認を行うものとする。承認にあたっては、原則として2年後の3月末日を期限とするものとする。</p> <p>申請書の添付書類は規則第17条の7によるものとし、承認にあたっては、公正取引委員会の特別許可を受けているかなども勘案して判断するものとする。</p> <p>(注) 11号届出の後承認申請までの間に、当該届出を行わなかった国内の会社の株式等を翌年度に基準株式数等を超えて取得し、又は所有しようとする事となったときは、当該届出書に追記して再度11号届出を行えば当該申請に際に併せて申請を行うことができることとし、その他の株式等についてはその都度11号届出及び承認申請を行うよう求めることとする。</p>	<p>の2月の第10営業日までに申請を受理し、3月の第7営業日までに承認を行うものとする。承認にあたっては、原則として2年後の3月末日を期限とするものとする。</p> <p>申請書の添付書類は規則第17条の7によるものとし、承認にあたっては、公正取引委員会の特別許可を受けているかなども勘案して判断するものとする。</p> <p>(注) 11号届出の後承認申請までの間に、当該届出を行わなかった国内の会社の議決権を翌年度に基準議決権数を超えて取得し、又は保有しようとする事となったときは、当該届出書に追記して再度11号届出を行えば当該申請に際に併せて申請を行うことができることとし、その他の議決権についてはその都度11号届出及び承認申請を行うよう求めることとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>1 - 5 - 5 銀行主要株主</p> <p>銀行主要株主に対しては、銀行法第52条の11の規定に基づき当該銀行主要株主の決算期毎に有価証券報告書等のディスクロージャー資料(資金調達状況を含む。)(ディスクロージャー資料がない場合は経営状況・財務状況を示す資料)及び当該主要株主が主要株主基準値以上の数の議決権を保有する銀行との取引関係(預金、借入等)を記載した書類の提出を求めるものとする。</p>
<p>1 - 6 子会社等について</p>	<p>1 - 6 子会社等について</p>

銀行の子会社（法第2条第8項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）子法人等（施行令第4条の2第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）については、法第12条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。

なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。

（注1）銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準株式数等（法第16条の3第1項に規定する基準株式数等をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、第16条の2第1項第1号から第4号までに掲げる会社、同項第8号に掲げる会社（特定従属会社（同号に規定する特定従属会社をいう。以下同じ。）を除く。）並びに同項第9号及び第11号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本事務ガイドラインに定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。

（注2）（同右）

銀行の子会社（法第2条第8項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下同じ。）子法人等（施行令第4条の2第2項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）及び関連法人等（同条第3項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）（以下「子会社等」という。）の業務範囲等については、法第12条に規定する他業禁止の観点から以下のとおりとする。

なお、銀行持株会社の子会社等についても、これに準じた取扱いを行うものとする。

（注1）銀行又はその子会社が、国内の会社（当該銀行の子会社を除く。）の株式等について、合算して、その基準議決権数（法第16条の3第1項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて所有している場合の当該国内の会社（以下「特定出資会社」という。）が営むことができる業務は、第16条の2第1項第1号から第4号までに掲げる会社、同項第8号に掲げる会社及び同項第10号に掲げる会社が行うことができる業務の範囲内であり、かつ、施行規則、告示、本事務ガイドラインに定める子会社に関する基準等を満たす必要があることに留意する。

（注2）（略）

(注3)(同右)

1-6-1 子会社等の業務の範囲

子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。

(1) 銀行の代理店

銀行の代理店は、他の会社の株式を保有していないか。

(2) 銀行の子会社が営む従属業務(法第16条の2第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。)については、以下の範囲となっているか。

銀行の業務に係る事務のうちその業務の基本に係ることのないものに限定されているか。

従属業務を専ら営む会社であって、主として銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社(特定従属会社を除く。)は、当該銀行が原則として全額出資する会社となっているか。

(注3)(略)

1-6-1 子会社等の業務の範囲

子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。

(1) 銀行の代理店

銀行の代理店(規則第9条の3第2項第9号に定める金融機関を除く。)は、他の会社の株式を保有していないか。

(2) 銀行の子会社が営む従属業務(法第16条の2第2項第1号に規定する従属業務をいう。以下同じ。)については、銀行の業務に係る事務のうち、その業務の基本に係ることのないものに限定されているか。

(注) 従属業務を営む銀行の子法人等又は関連法人等についても「銀行法第16条の2第7項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件」(平成14年告示第34号、以下「収入依存度規制告示」という。)に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、告示と同様(当該銀行及びその子会社からの収入)であることに留意する。

(削除)

<p><u>従属業務を専ら営む会社であって、主として銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社は、他の会社の株式を保有していないか。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>電子計算機に関する事務を行う業務.....コンピュータソフトの販売に伴い必要となる付属機器の販売は差し支えない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(3) 銀行の子会社が営む金融関連業務（同条第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。</p> <p> 信用保証業務（略）</p> <p> __ 投資顧問業務（略）</p> <p> __ 電気通信業務（略）</p>	<p>(3) 銀行の子会社が営む金融関連業務（同条第2項第2号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。</p> <p> 信用保証業務（略）</p> <p> <u>リース業務.....不動産を対象としたリース契約にあたっては、融資と同様の形態（いわゆるファイナンスリース）に限ることとし、一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務を行っていないか。</u></p> <p> __ 投資顧問業務（略）</p> <p> __ 電気通信業務（略）</p>
<p>(4) 銀行の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。）については、以下のとおりとなっているか。但し、会社に準ずる事業体については、この限りでない。</p>	<p>(4) 銀行の特定子法人等（特定出資会社でない子法人等をいう。以下同じ。）及び特定関連法人等（特定出資会社でない関連法人等をいう。以下同じ。）については、以下のとおりとなっているか。但し、会社に準ずる事業体については、この限りでない。</p>

(同右)

従属業務を専ら営む銀行の特定子法人等又は特定関連法人等であって、主として当該銀行の特定出資会社又は他の特定子法人等若しくは特定関連法人等(以下「従属先法人等」という。)の営む業務のためにその業務を営んでいるもの(従属先法人等が原則として全額出資するものに限る。)が、銀行法第16条の2第7項、銀行法施行規則第17条の2第1項第1号及び同条第6項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくはその子会社、銀行の一の子会社又は銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準(金融監督庁・大蔵省告示第44号。以下「収入依存度規制告示」という。)第4条に規定する基準に準じ、次の要件を満たす場合には、上記に反しないものとして取り扱って差し支えない。

なお、当該従属業務を専ら営む銀行の特定子法人等又は特定関連法人等については、上記(2)を満たす必要がないことに留意する。

イ 施行規則第17条の3第1項第1号から第7号までに掲げる業務を営む場合

各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行(同項第2号に掲げる業務については当該銀行の役職員を含む。)及びその子会社等又は特定出資会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が100分の90を下回らず、かつ、当該銀行の従属先法人等からの収入の額の総収入の額

(略)

従属業務を営む銀行の特定子法人等又は特定関連法人等であって、主として当該銀行の特定出資会社又は他の特定子法人等若しくは特定関連法人等(以下「従属先法人等」という。)の営む業務のためにその業務を営んでいるものについて、従属先法人等からの収入の額の総収入の額に占める割合が100分の50を上回っている場合には、上記に反しないものとして取り扱って差し支えない。

に占める割合が100分の50を上回ること。

ロ イにかかわらず、同項第1号に掲げる業務を営む場合に、当該銀行又はその子会社等又は特定出資会社から不動産を賃借しているときは、各事業年度において、当該業務につき、当該銀行の従属先法人等からの収入の額の総収入の額に占める割合が100分の50を上回ることをもって足りるものとする。

ハ 同項第8号から第18号まで及び第21号に掲げる業務を営む場合

各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行の従属先法人等からの収入の額の総収入の額に占める割合が100分の50を上回り、かつ、次に掲げる者からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が100分の90を下回らないこと。

・子会社対象会社

・信用金庫若しくは信用金庫連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会

・農林中央金庫又は商工組合中央金庫

・信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は業として預金若しくは貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会

ニ 同項第19号及び第20号に掲げる業務を営む場合

各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行の従属先法人等からの収入の額の総収入の額に占める割合が100分の50を上回ること。

(同右)

特定子法人等又は特定関連法人等において一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。

但し、新法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、平成14年3月期末までに必要な見直しが行われているか。

なお、新法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融関連業務（これらに準ずる業務として、別に命ずるところにより報告がなされたものを含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合（当該従属業務が収入依存度規制告示各条に規定する基準に準じた基準（上記の例による。）を満たす場合に限る。）においては、平成14年3月期末までに当該従属業務又は金融関連業務以外の業務について必要な見直しが行われているものに限る。当分の間、上記に反しないものとして取り扱って差し支えない。この場合に、当該従属業務を営む特定子法人等又は特定関連法人等については、上記(2)を満たす必要がないことに留意する。

(注) 当該特定子法人等又は特定関連法人等が平成14年3月期末を超えて必要な見直しを終えていない場合には、見直しが終了していな

(略)

特定子法人等又は特定関連法人等において一般向け不動産業務、物品販売業務、旅行あっせん業務等、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を行っていないか。

但し、新法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現にこれらの業務を営んでいる場合には、平成14年3月期末までに必要な見直しが行われているか。

なお、新法の施行の際、特定子法人等又は特定関連法人等が現に従属業務又は金融関連業務（これらに準ずる業務として、別に命ずるところにより報告がなされたものを含む。）を営む場合又はこれらを併せ営む場合（当該従属業務が収入依存度規制告示各条に規定する基準に準じた基準（上記の例による。）を満たす場合に限る。）においては、平成14年3月期末までに当該従属業務又は金融関連業務以外の業務について必要な見直しが行われているものに限る。当分の間、上記に反しないものとして取り扱って差し支えない。

(注) 当該特定子法人等又は特定関連法人等が平成14年3月期末を超えて必要な見直しを終えていない場合には、見直しが終了

<p>い正当な理由について、別に命ずるところにより報告を求めることに留意する。</p>	<p>していない正当な理由について、別に命ずるところにより報告を求めることに留意する。</p>
<p>1 - 6 - 3 銀行の海外における子会社等の業務の範囲</p> <p>(1) 銀行の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要がある。<u>但し、上記1 - 6 - 1 (2) については、この限りでない。</u></p> <p>(2) (同右)</p> <p>(3) (同右)</p>	<p>1 - 6 - 3 銀行の海外における子会社等の業務の範囲</p> <p>(1) 銀行の海外における子会社等の業務の範囲についても、国内の子会社等と同様の業務範囲の考え方を適用し、子会社対象会社の営むことができる業務以外の業務を営むことのないよう留意する必要がある。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>7 . 異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行</p> <p>7 - 1 新たな形態の銀行業における主な問題点と免許審査・監督上の対応</p> <p>7 - 1 - 1 子銀行の事業親会社からの独立性確保の観点</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>銀行の経営の健全性を確保するためには、経営の独立性の確保が前提となるが、銀行の経営方針に重要な影響を及ぼし得る</p>

と想定される主要株主(注)に事業会社等が存在する場合には、当該事業会社等(以下「事業親会社等」という)の事業戦略上の要請によって、子銀行の健全性が損なわれることのないよう、銀行経営の独立性の確保について、特に留意する必要がある。

(2) 免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a . 免許審査において確認すべき事項

ア) 子銀行の経営陣が常に銀行経営の健全性を最優先として、独立して経営判断を行う経営体制が確保されているかどうか。例えば、子銀行の役員が事業親会社等の役員又は職員を兼任すること等により、子銀行の経営の独立性が損なわれていないか。

イ) 事業親会社等の店舗を共有する場合等において、銀行業務の一部を事業親会社等に委託したり、事業親会社等の職員が銀行員を兼職すること等により、保安上ないしリスク管理上、銀行業務の健全かつ適切な運営が損なわれていないか。

(なお、この点は、コンビニにATMを設置する等のインスタブランチ(小売店舗内銀行営業所)一般の形態に適用されるべき事項である。)

b . 免許後の監督において留意すべき事項

免許付与後の子銀行の経営の独立性や、銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の状況等について、銀行法に基づき子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。

7-1-2 事業親会社等の事業リスクの遮断の観点

(1) 基本的考え方

銀行経営の独立性が確保されたとしても、事業親会社等の経営悪化等、子銀行の意図しない事業親会社等のリスクが子銀行に及ぶ可能性がある。特に、子銀行と事業親会社等とが営業基盤を共有しているような場合には、事業親会社等の破綻等に伴い、子銀行の営業基盤が一気に失われるおそれ（共倒れリスク）がある。こうしたリスクに対応するためには、現行の大口信用供与規制及びアームズ・レングス・ルール（特定関係者に対する優遇禁止）の遵守は当然のことであるが、以下のような諸点について留意する必要がある。

(2) 免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a . 免許審査において確認すべき事項

ア) 子銀行において、事業親会社等のリスクを遮断するための方策（注）が十分講じられているかどうか。なお、当該方策には、最低限、以下の項目が含まれている必要がある。

事業親会社等の業況が悪化した場合、当該事業親会社等に対し、支援、融資等を行わないこと
事業親会社等の業況悪化や、事業親会社等による子銀行株の売却、預金の引出し等、事業親会社等

	<p>に起因する種々のリスク（シナジー（相乗）効果の消滅、レピュテーションリスク（風評リスク）等に伴う株価の下落・預金の流出、取引先の離反等）をあらかじめ想定し、それによって子銀行の経営の健全性が損なわれないための方策（収益源及び資金調達源の確保、資本の充実等）を講じること</p> <p>特に、子銀行が事業親会社等の営業基盤を共有しているような場合には、事業親会社等の破綻等に伴い、営業継続が困難とならないような措置を講じること</p> <p>（注）なお、事業親会社等の子銀行以外の子会社等についても、子銀行との間で営業基盤を共有する場合等当該子会社等のリスクが子銀行に及ぶ可能性が高い場合があり得ることから、当該子会社等に対する必要なリスク遮断策を併せて求めるものとする。</p> <p>イ）上記のリスク遮断策によっても、完全に事業親会社等のリスクを遮断することが困難な場合も想定され、事業親会社等の経営リスクに伴う子銀行の経営悪化を早期に把握する観点から、子銀行の経営に影響を及ぼし得る事業親会社等の業況について確認する。</p> <p>具体的には、免許申請者の収支の見込や社会的信用等を審査するにあたり、当該事業親会社等の財務状況や社会的信用等についても十分勘案する。その際、免許申請</p>
--	--

	<p>者に対し、事業親会社等の直近の決算期の財務諸表及び監査報告書（注 1）、並びに当該監査報告書の内容が適正であることを監査した他の監査法人による報告書（注 2）等の資料（事業親会社等が外国法人等である場合には、財務状況を示す類似の資料）の提出を求めることとする。</p> <p>（注 1）監査報告書と併せ、当該事業親会社等の継続企業（ゴーイング・コンサーン）としての存続可能性について特段問題がない旨の監査法人等の意見書の提出を求めるものとする。</p> <p>（注 2）企業内容等の開示に関する省令第 9 条の 4 の規定により有価証券届出書の簡便な記載が認められる一定以上の格付を取得している者については、監査報告書の内容を監査した他の監査法人による報告書の提出を省略することができるものとする。</p> <p>b . 免許後の監督において留意すべき事項</p> <p>ア）免許付与後のリスク遮断策の履行状況（その確実な履行を免許の条件とする）については、子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。なお、リスク遮断策の履行状況に問題がある場合や、当初予定していたリスク遮断策では不十分である場合には、銀行法第 26 条に基づく業務改善命令を発出することもあり得る。</p>
--	--

7-1-3 事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報の保護の観点

(1) 基本的考え方

顧客の個人情報の保護は、一般に、銀行が適切な業務運営を営む上で必須の事項であるが、事業親会社等と子銀行の関係においては、両社のシナジー（相乗）効果を図る観点から、特に、顧客情報を相互に活用することが予想される。そのため、顧客の個人情報の保護が十分図られているかどうかについて確認する必要がある。本問題は、現在、関係省庁等において、個人情報保護法の法制化に向けた検討がなされており、将来、法制化された場合には、各銀行は、当該法律の規制に服することになるが、当面、監督当局としては、以下の点に留意する必要がある。

(2) 免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a . 免許審査において確認すべき事項

子銀行において、顧客の個人情報の保護のための方策が十分講じられているかどうか。具体的には、顧客情報の相互利用を行う場合には、最低限、事前に、利用する業者の範囲、利用目的、利用方法等を明確にした上で、顧客本人の明示的な同意を得ることを必要とする運用体制となっているかどうかを確認する。

b . 免許後の監督において留意すべき事項

	<p>免許付与後、顧客の個人情報の保護のための方策を確実に履行しているかどうかについて、子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。</p> <p>7-1-4 資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性の観点</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>銀行の資産構成が貸出ではなく国債等の有価証券に偏っている場合には、現行の信用リスクを中心とした自己資本比率規制の下では、信用リスクはほとんどないことから所要自己資本額は極めて小さくなるが、伝統的な銀行業とは異なる業務形態に鑑み、金利リスク、事務リスク等のリスク特性に見合った自己資本が必要である。</p> <p>また、伝統的な銀行業に想定される信用リスクを取らない場合には、信用リスクに対応するリターン（収益性）も期待できないことから、将来の収支見通しについては、この点も勘案した審査が必要である。</p> <p>(2) 免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項</p> <p>a . 免許審査において確認すべき事項</p> <p>ア) 銀行の資産構成が貸出ではなく国債等の有価証券に偏っている場合には、伝統的な銀行業とは異なる業務形態に鑑み、金利リスク、事務リスク等のリスク特性に見合</p>
--	---

	<p>った自己資本となっているか、A L M 管理（資産負債管理）等のリスク管理が適切に行われるような体制となっているかどうか。</p> <p>イ）将来の収支見通しの審査に当たっては、収益源をどこに求めるのか、その収益源は確実かつ将来にわたり安定的と見込まれるか、収益の前提となる諸条件について見込みを下回った場合の対応策が講じられており、そのような場合でも経常経費を賄う程度の収益を見込めるか。</p> <p>ウ）なお、全国的に決済業務を営む場合には、確実な決済の確保が見込まれるかどうか。</p> <p>b . 免許後の監督において留意すべき事項</p> <p>免許審査時に確認した自己資本が維持されているか、A L M 管理等のリスク管理が適切に行われているか等について、検査ないし報告徴求等により確認する。</p> <p>また、免許審査時に確認した収益源については、計画通りの収益を上げているかどうか、収益の前提となる諸条件に変更はないかどうか、計画通りの収益を上げていない場合にはその対応策等について、報告徴求等により確認する。</p> <p>7 - 1 - 5 有人店舗を持たずインターネット・A T M 等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護等の観点</p> <p>(1) 基本的考え方</p>
--	--

インターネット等による電子金融取引は、既存銀行において既に取扱いを開始しており、規制のあり方や監督方法を電子取引の特性に対応したものと見直すことにより、実効性のある利用者保護を図る必要が生じている。特に有人店舗を持たず、専らインターネットやＡＴＭ等の非対面取引を専門に行う銀行については、従来有人店舗が果たしてきた機能を、適正なルール及び行内の態勢整備等を行うことにより他の手段で代替する必要がある。また、ＩＴを活用した新たなサービスの提供にあたっては、一般の利用者が特別の訓練を経ずに安全かつ簡便に利用できるような仕組みが整えられている必要がある。以上のような観点を踏まえ、当面、インターネットやＡＴＭ等の非対面取引を専門に行う銀行に対する免許・監督については、以下の点に留意する。なお、電子金融取引に係る規制・監督一般については、関連分野の有識者からなる各種報告書の指摘も踏まえ見直しを行う。

(2) 免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項

a . 免許審査において確認すべき事項

ア) 以下に掲げる事項について、無店舗営業であっても適切に対応し得るための態勢が整備されているかどうか。

顧客からの苦情・相談の対応

システムダウン等に伴う顧客対応

法令に基づく顧客への説明義務の履行

	<p>ディスクロージャーの履行 マネーロンダリング防止等の観点からの本人確認義務の履行</p> <p>イ) 収支見通しについて、競合者の参入、システムの陳腐化等、環境の悪化に伴う対応方策が確立しており、その場合でも一定の収益を見込めるような計画となっているかどうか。</p> <p>ウ) 金利等の条件に敏感である顧客層の特性や、取引の解約・変更が容易になされ得る特性に鑑み、顧客の一時大量流出に備えた流動性確保のための方策が確立しているかどうか。</p> <p>エ) システムのセキュリティのレベルが十分な水準に達しているかどうか。システムの安全管理体制（外部委託先の管理を含む）や障害発生時の危機管理体制等が適切に講じられているかどうか。（外部機関の評価書類を提出させる）</p> <p>b . 免許後の監督において留意すべき事項 免許審査時に確認した対応策の履行状況について、検査ないし報告徴求等により確認する。</p> <p>7 - 2 既存銀行等への適用</p> <p>上記7 - 1 に掲げた監督上の留意点は、既存の銀行を事業会社等が買収した場合、既存の銀行が顧客の個人情報を活用する</p>
--	---

	<p>場合やインターネットバンキングを行う場合等、同様の形態を持つ既存銀行の監督においても、基本的に適用することとする。</p> <p>また、上記7 - 1 - 1 ~ 7 - 1 - 3 に掲げた免許審査・監督上の留意点は、事業会社等が銀行持株会社を保有しようとする場合についても適用することとする。</p>
--	---

事務ガイドライン改正

現 行	改 正 後																																																																																																																																																																																																																																																					
<p style="text-align: right;">(別紙1) 年 月 日</p> <p>金融庁長官</p> <p style="text-align: right;">金融機関名：_____ 代表者名：_____ 担当者(連絡先)：_____</p> <p style="text-align: center;">銀行法第53条第1項第8号に基づく届出書</p> <p>銀行法第53条第1項第8号及び同施行規則第35条第1項第11号の規定に基づき、下記の通り報告する。</p> <p>(届出内容)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">証券コード</th> <th rowspan="3">銘柄名</th> <th colspan="3">年12月末における所有状況</th> <th colspan="2">翌年度中に基準株式数を 超過して所有しようとする株式数</th> </tr> <tr> <th colspan="2">所有株式数 (A + B)</th> <th rowspan="2">うち (A)以外の株式 数 (B) (注3)</th> <th rowspan="2">株 式 数</th> <th rowspan="2">率 (%)</th> </tr> <tr> <th>うち 規則17条の6第8 号に基づく株式数 (A)</th> <th>率 (%)</th> <th>率 (%)</th> </tr> <tr> <th>率 (%)</th> <th>率 (%)</th> <th>率 (%)</th> <th>率 (%)</th> <th>率 (%)</th> <th>率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 「率」とは、発行済みの株式数に占める当該株式数の割合をいう。発行済株式数については、会社情報、四季報等により一般に入手できる資料に基づくもので差し支えない。</p> <p>(注2) 「(A)以外の株式数」とは銀行勘定(貸借対照表に計上しているもの)及び元本補てん付信託に基づく株式数をいう。</p>	証券コード	銘柄名	年12月末における所有状況			翌年度中に基準株式数を 超過して所有しようとする株式数		所有株式数 (A + B)		うち (A)以外の株式 数 (B) (注3)	株 式 数	率 (%)	うち 規則17条の6第8 号に基づく株式数 (A)	率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)																																																																																																			<p style="text-align: right;">(別紙1) 年 月 日</p> <p>金融庁長官</p> <p style="text-align: right;">金融機関名：_____ 代表者名：_____ 担当者(連絡先)：_____</p> <p style="text-align: center;">銀行法第53条第1項第8号に基づく届出書</p> <p>銀行法第53条第1項第8号及び同施行規則第35条第1項第11号の規定に基づき、下記の通り報告する。</p> <p>(届出内容)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">証券コード</th> <th rowspan="3">銘柄名</th> <th colspan="3">年12月末における保有状況</th> <th colspan="2">翌年度中に基準議決 権数を超過して保有しよ うとする議決権数</th> </tr> <tr> <th colspan="2">保有する議決権数 (A)</th> <th rowspan="2">うち (A)以外の議決 権数 (B) (注2)</th> <th rowspan="2">議 決 権 数</th> <th rowspan="2">率 (%)</th> </tr> <tr> <th>うち、規則17条の6第 10号に基づく議決権数 (A)</th> <th>率 (%)</th> <th>率 (%)</th> </tr> <tr> <th>率 (%)</th> <th>率 (%)</th> <th>率 (%)</th> <th>率 (%)</th> <th>率 (%)</th> <th>率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 「率」とは、総株主等の議決権数に占める当該議決権数の割合をいう。総株主等の議決権数については、会社情報、四季報等により一般に入手できる資料に基づくもので差し支えない。</p> <p>(注2) 「(A)以外の議決権数」とは銀行勘定(貸借対照表に計上しているもの)及び元本補てん付信託に基づく議決権数をいう。</p>	証券コード	銘柄名	年12月末における保有状況			翌年度中に基準議決 権数を超過して保有しよ うとする議決権数		保有する議決権数 (A)		うち (A)以外の議決 権数 (B) (注2)	議 決 権 数	率 (%)	うち、規則17条の6第 10号に基づく議決権数 (A)	率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)																																																																																																									
証券コード			銘柄名	年12月末における所有状況			翌年度中に基準株式数を 超過して所有しようとする株式数																																																																																																																																																																																																																																															
				所有株式数 (A + B)		うち (A)以外の株式 数 (B) (注3)	株 式 数	率 (%)																																																																																																																																																																																																																																														
	うち 規則17条の6第8 号に基づく株式数 (A)	率 (%)		率 (%)																																																																																																																																																																																																																																																		
率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)																																																																																																																																																																																																																																																	
証券コード	銘柄名	年12月末における保有状況			翌年度中に基準議決 権数を超過して保有しよ うとする議決権数																																																																																																																																																																																																																																																	
		保有する議決権数 (A)		うち (A)以外の議決 権数 (B) (注2)	議 決 権 数	率 (%)																																																																																																																																																																																																																																																
		うち、規則17条の6第 10号に基づく議決権数 (A)	率 (%)				率 (%)																																																																																																																																																																																																																																															
率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)	率 (%)																																																																																																																																																																																																																																																	

現 行

（別紙2）
年月日

金融庁長官

金融機関名：
代表者名：
担当者（連絡先）：

銀行法第53条第1項第8号に基づく届出書

銀行法第53条第1項第8号及び同施行規則第36条第1項第13号の規定に基づき、下記の通り報告する。

（届出内容）

証券コード	銘柄名	前回承認 届出時の所有予定株式数		年3月末における所有状況						
		株 式 数	承認期限等(注1)	所有株式数(A+B)		うち、規則17条の6第8号に基づく株式数(A)		うち(A)以外の株式数(B)(注3)		所有しなくなった日(注4)
				率(%)	率(%)	率(%)	率(%)	率(%)	率(%)	

(注1) 「承認期限等」とは、承認期限又は当該株式等を基準株式数等を超えて取得してから1年を経過する日をいう。
 (注2) 「率」とは、発行済みの株式数に占める当該株式数の割合をいう。発行済株式数については、会社情報、四季報等により一般に入手できる資料に基づくもので差し支えない。
 (注3) 「(A)以外の株式数」とは、銀行勘定（貸借対照表に計上しているもの）及び元本補てん付信託に基づく株式数をいう。
 (注4) 「所有しなくなった日」とは、当該株式等の基準株式数等を超える部分の株式を所有しなくなった日をいう。なお、法16条の3第2項ただし書きの承認を受けている銘柄については記載不要。

改 正 後

（別紙2）
年月日

金融庁長官

金融機関名：
代表者名：
担当者（連絡先）：

銀行法第53条第1項第8号に基づく届出書

銀行法第53条第1項第8号及び同施行規則第36条第1項第13号の規定に基づき、下記の通り報告する。

（届出内容）

証券コード	銘柄名	前回承認 届出時の保有予定議決権		年3月末における保有状況						
		議 決 権 数	承認期限等(注1)	保有する議決権数(A+B)		うち、規則17条の6第10号に基づく議決権数(A)		うち(A)以外の議決権数(B)(注3)		保有しなくなった日(注4)
				率(%)	率(%)	率(%)	率(%)	率(%)	率(%)	

(注1) 「承認期限等」とは、承認期限又は当該国内の会社の議決権数をその基準議決権数を超えて取得してから1年を経過する日をいう。
 (注2) 「率」とは、総株主等の議決権数に占める当該議決権数の割合をいう。総株主等の議決権数については、会社情報、四季報等により一般に入手できる資料に基づくもので差し支えない。
 (注3) 「(A)以外の議決権数」とは、銀行勘定（貸借対照表に計上しているもの）及び元本補てん付信託に基づく議決権数をいう。
 (注4) 「保有しなくなった日」とは、当該国内の会社の議決権数をその基準議決権数を超える部分の議決権数を保有しなくなった日をいう。なお、法16条の3第2項ただし書きの承認を受けている銘柄については記載不要。

(参考)異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応(運用上の指針)の改正

改正前(運用指針)	改正後(ガイドライン)
.新たな形態の銀行業における主な問題点と免許審査・監督上の対応	7.異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行 7-1 新たな形態の銀行業における主な問題点と免許審査・監督上の対応
1.子銀行の事業親会社等からの独立性確保の観点	7-1-1 子銀行の事業親会社からの独立性確保の観点
(1)基本的考え方	同左
銀行の経営の健全性を確保するためには、経営の独立性の確保が前提となるが、銀行の経営方針に重要な影響を及ぼし得ると想定される主要株主(注)に事業会社等が存在する場合には、当該事業会社等(以下「事業親会社等」という)の事業戦略上の要請によって、子銀行の健全性が損なわれることのないよう、銀行経営の独立性の確保について、特に留意する必要がある。	同左
(注)銀行の経営方針に重要な影響を及ぼし得ると想定される主要株主とは、企業会計上の実質影響力基準に基づく関連会社の基準等に当たって、原則、議決権の20%以上を自己の計算において所有する株主とする。具体的には、銀行を企業会計上の子会社又は関連会社とする国内会社、及び銀行の議決権の20%以上を自己の計算において所有する外国法人等とする。なお、投資組合等については、当該投資組合等の背後に存在する実質的な出資者で、銀行の議決権の20%以上を自己の計算において実質的に所有する者を含むものとする。	削除
(2)免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項	同左
a.免許審査において確認すべき事項	同左
ア 事業親会社等の有無、並びに事業親会社等が存在する場合、その概要及び事業戦略における子銀行の位置付け等 イ 子銀行の経営陣が常に銀行経営の健全性を最優先として、独立して経営判断を行う経営体制が確保されているかどうか。例えば、子銀行の役員が事業親会社等の役員又は職員を兼任すること等により、子銀行の経営の独立性が損なわれていないか。 ウ 事業親会社等の店舗を共有する場合等において、銀行業務の一部を事業親会社等に委託したり、事業親会社等の職員が銀行員を兼職すること等により、保安上ないしリスク管理上、銀行業務の健全かつ適切な運営が損なわれていないか。	ア)子銀行の経営陣が常に銀行経営の健全性を最優先として、独立して経営判断を行う経営体制が確保されているかどうか。例えば、子銀行の役員が事業親会社等の役員又は職員を兼任すること等により、子銀行の経営の独立性が損なわれていないか。 イ)事業親会社等の店舗を共有する場合等において、銀行業務の一部を事業親会社等に委託したり、事業親会社等の職員が銀行員を兼職すること等により、保安上ないしリスク管理上、銀行業務の健全かつ適切な運営が損なわれていないか。
(なお、この点は、コンビニにATMを設置する等のインスタブランチ(小売店舗内銀行営業所)一般の形態に適用されるべき事項である。)	同左

(参考)異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応(運用上の指針)の改正

改正前(運用指針)	改正後(ガイドライン)
<p>b.免許後の監督において留意すべき事項 ア.免許付与後、事業親会社等に該当する主要株主に変動がある場合には、子銀行に対し、当局に速やかに報告するよう求める(免許の条件とする)。 イ.免許付与後の子銀行の経営の独立性や、銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の状況等について、子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。</p>	<p>b.免許後の監督において留意すべき事項 免許付与後の子銀行の経営の独立性や、銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の状況等について、銀行法に基づき子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。</p>
<p>2.事業親会社等の事業リスクの遮断の観点</p>	<p>7-1-2 事業親会社等の事業リスクの遮断の観点</p>
<p>(1)基本的考え方 銀行経営の独立性が確保されたとしても、事業親会社等の経営悪化等、子銀行の意図しない事業親会社等のリスクが子銀行に及ぶ可能性がある。特に、子銀行と事業親会社等とが営業基盤を共有しているような場合には、事業親会社等の破綻等に伴い、子銀行の営業基盤が一気に失われるおそれ(共倒れリスク)がある。こうしたリスクに対応するためには、現行の大口信用供与規制及びアームズ・レングス・ルール(特定関係者に対する優遇禁止)の遵守は当然のことであるが、以下のような諸点について留意する必要がある。</p>	<p>同左</p>
<p>(2)免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項</p>	<p>同左</p>
<p>a.免許審査において確認すべき事項 ア.子銀行において、事業親会社等のリスクを遮断するための方策(注)が十分講じられているかどうか。なお、当該方策には、最低限、以下の項目が含まれている必要がある。 事業親会社等の業況が悪化した場合、当該事業親会社等に対し、支援、融資等を行わないこと 事業親会社等の業況悪化や、事業親会社等による子銀行株の売却、預金の引出し等、事業親会社等に起因する種々のリスク(シナジー(相乗)効果の消滅、レピュテーションリスク(風評リスク)等に伴う株価の下落・預金の流出、取引先の離反等)をあらかじめ想定し、それによって子銀行の経営の健全性が損なわれないための方策(収益源及び資金調達源の確保、資本の充実等)を講じること 特に、子銀行が事業親会社等の営業基盤を共有しているような場合には、事業親会社等の破綻等に伴い、営業継続が困難とならないような措置を講じること</p>	<p>同左</p>
<p>(注)なお、事業親会社等の子銀行以外の子会社等についても、子銀行との間で営業基盤を共有する場合等当該子会社等のリスクが子銀行に及ぶ可能性が高い場合があり得ることから、当該子会社等に対する必要なリスク遮断策を併せて求めるものとする。</p>	<p>同左</p>

(参考)異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応(運用上の指針)の改正

改正前(運用指針)	改正後(ガイドライン)
<p>イ)上記のリスク遮断策によっても、完全に事業親会社等のリスクを遮断することが困難な場合も想定され、事業親会社等の経営リスクに伴う子銀行の経営悪化を早期に把握する観点から、子銀行の経営に影響を及ぼし得る事業親会社等の業況について確認する。</p> <p>具体的には、免許申請者の収支の見込や社会的信用等を審査するにあたり、当該事業親会社等の財務状況や社会的信用等についても十分勘案する。その際、免許申請者に対し、事業親会社等の直近の決算期の財務諸表及び監査報告書(注1)、並びに当該監査報告書の内容が適正であることを監査した他の監査法人による報告書(注2)等の資料(事業親会社等が外国法人等である場合には、財務状況を示す類似の資料)の提出を求めることとする。</p> <p>(注1)監査報告書と併せ、当該事業親会社等の継続企業(ゴーイング・コンサーン)としての存続可能性について特段問題がない旨の監査法人等の意見書の提出を求めるものとする。</p> <p>(注2)企業内容等の開示に関する省令第9条の4の規定により有価証券届出書の簡便な記載が認められる一定以上の格付を取得している者については、監査報告書の内容を監査した他の監査法人による報告書の提出を省略することができるものとする。</p> <p>(注3)事業親会社等が事業を行わない個人である場合には、本項目によるリスク遮断策のチェックは基本的に不要と考えられるが、社会的信用等に関するチェックは必要である。</p>	<p>イ)上記のリスク遮断策によっても、完全に事業親会社等のリスクを遮断することが困難な場合も想定され、事業親会社等の経営リスクに伴う子銀行の経営悪化を早期に把握する観点から、子銀行の経営に影響を及ぼし得る事業親会社等の業況について確認する。</p> <p>具体的には、免許申請者の収支の見込や社会的信用等を審査するにあたり、当該事業親会社等の財務状況や社会的信用等についても十分勘案する。その際、免許申請者に対し、事業親会社等の直近の決算期の財務諸表及び監査報告書(注1)、並びに当該監査報告書の内容が適正であることを監査した他の監査法人による報告書(注2)等の資料(事業親会社等が外国法人等である場合には、財務状況を示す類似の資料)の提出を求めることとする。</p> <p>(注1)監査報告書と併せ、当該事業親会社等の継続企業(ゴーイング・コンサーン)としての存続可能性について特段問題がない旨の監査法人等の意見書の提出を求めるものとする。</p> <p>(注2)企業内容等の開示に関する省令第9条の4の規定により有価証券届出書の簡便な記載が認められる一定以上の格付を取得している者については、監査報告書の内容を監査した他の監査法人による報告書の提出を省略することができるものとする。</p>
<p>b.免許後の監督において留意すべき事項</p>	<p>同左</p>
<p>ア)免許付与後のリスク遮断策の履行状況(その確実な履行を免許の条件とする)については、子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。なお、リスク遮断策の履行状況に問題がある場合や、当初予定していたリスク遮断策では不十分である場合には、銀行法第26条に基づき業務改善命令を発出することもあり得る。</p>	<p>同左</p>
<p>イ)免許付与後の事業親会社等の業況等については、定期的に、子銀行に対し、事業親会社等の財務諸表、監査報告書等、事業親会社等の経営状況、財務状況を示す資料の提出を求める(免許の条件とすることにより確認する。仮に、事業親会社等の経営に問題があると判断される場合には、子銀行の経営に対する影響及び必要な場合の対応策等について子銀行に対し報告を求める。</p>	<p>削除</p>
<p>3.事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報の保護の観点</p>	<p>7-1-3 事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報の保護の観点</p>
<p>(1)基本的考え方</p>	<p>同左</p>

(参考)異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査 監督上の対応 (運用上の指針)の改正

改正前 (運用指針)	改正後 (ガイドライン)
<p>顧客の個人情報の保護は、一般に、銀行が適切な業務運営を営む上で必須の事項であるが、事業親会社等と子銀行の関係においては、両社のシナジー (相乗) 効果を図る観点から、特に、顧客情報を相互に活用することが予想される。そのため、顧客の個人情報の保護が十分図られているかどうかについて確認する必要がある。本問題は、現在、関係省庁等において、個人情報保護法の法制化に向けた検討がなされており、将来、法制化された場合には、各銀行は、当該法律の規制に服することになるが、当面、監督当局としては、以下の点に留意する必要がある。</p>	同左
(2)免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項	同左
a .免許審査において確認すべき事項	同左
<p>子銀行において、顧客の個人情報の保護のための方策が十分講じられているかどうか。具体的には、顧客情報の相互利用を行う場合には、最低限、事前に、利用する業者の範囲、利用目的、利用方法等を明確にした上で、顧客本人の明示的な同意を得ることを必要とする運用体制となっているかどうかを確認する。</p>	同左
b .免許後の監督において留意すべき事項	同左
<p>免許付与後、顧客の個人情報の保護のための方策を確実に履行しているかどうかについて、子銀行に対する検査ないし報告徴求等により確認する。</p>	同左
4 .資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性の観点	7- 1- 4 資産構成が国債等の有価証券に偏っている場合のリスク管理や収益性の観点
(1)基本的考え方	同左
<p>銀行の資産構成が貸出ではなく国債等の有価証券に偏っている場合には、現行の信用リスクを中心とした自己資本比率規制の下では、信用リスクはほとんどないことから所要自己資本額は極めて小さくなるが、伝統的な銀行業とは異なる業務形態に鑑み、金利リスク、事務リスク等のリスク特性に見合った自己資本が必要である。</p> <p>また、伝統的な銀行業に想定される信用リスクを取らない場合には、信用リスクに対応するリターン (収益性) も期待できないことから、将来の収支見通しについては、この点も勘案した審査が必要である。</p>	同左
(2)免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項	同左
a .免許審査において確認すべき事項	同左
<p>ア 銀行の資産構成が貸出ではなく国債等の有価証券に偏っている場合には、伝統的な銀行業とは異なる業務形態に鑑み、金利リスク、事務リスク等のリスク特性に見合った自己資本となっているか、ALM 管理 (資産負債管理) 等のリスク管理が適切に行われるような体制となっているかどうか。</p>	同左

(参考)異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応(運用上の指針)の改正

改正前(運用指針)	改正後(ガイドライン)
イ 将来の収支見通しの審査に当たっては、収益源をどこに求めるのか、その収益源は確実かつ将来にわたり安定的と見込まれるか、収益の前提となる諸条件について見込みを下回った場合の対応策が講じられており、そのような場合でも経常経費を賅う程度の収益を見込めるか。	同左
ウ なお、全国的に決済業務を営む場合には、確実な決済の確保が見込まれるかどうか。	同左
b 免許後の監督において留意すべき事項	同左
免許審査時に確認した自己資本が維持されているか、ALM 管理等のリスク管理が適切に行われているか等について、検査ないし報告徴求等により確認する。 また、免許審査時に確認した収益源については、計画通りの収益を上げているかどうか、収益の前提となる諸条件に変更はないかどうか、計画通りの収益を上げていない場合にはその対応策等について、報告徴求等により確認する。	同左
5 有人店舗を持たずインターネット・ATM 等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護等の観点	7-1-5 有人店舗を持たずインターネット・ATM 等非対面取引を専門に行う場合の顧客保護等の観点
(1)基本的考え方	同左
インターネット等による電子金融取引は、既存銀行において既に取扱いを開始しており、規制のあり方や監督方法を電子取引の特性に対応したものと見直すことにより、実効性のある利用者保護を図る必要が生じている。特に有人店舗を持たず、専らインターネットやATM等の非対面取引を専門に行う銀行については、従来有人店舗が果たしてきた機能を、適正なルール及び行内の態勢整備等を行うことにより他の手段で代替する必要がある。また、ITを活用した新たなサービスの提供にあたっては、一般の利用者が特別な訓練を経ずに安全かつ簡便に利用できるような仕組みが整えられている必要がある。以上のような観点を踏まえ、当面、インターネットやATM等の非対面取引を専門に行う銀行に対する免許・監督については、以下の点に留意する。なお、電子金融取引に係る規制・監督一般については、関連分野の有識者からなる「金融サービスの電子取引と監督行政に関する研究会」の報告書(12年4月18日)の指摘も踏まえ見直しを行う。	インターネット等による電子金融取引は、既存銀行において既に取扱いを開始しており、規制のあり方や監督方法を電子取引の特性に対応したものと見直すことにより、実効性のある利用者保護を図る必要が生じている。特に有人店舗を持たず、専らインターネットやATM等の非対面取引を専門に行う銀行については、従来有人店舗が果たしてきた機能を、適正なルール及び行内の態勢整備等を行うことにより他の手段で代替する必要がある。また、ITを活用した新たなサービスの提供にあたっては、一般の利用者が特別な訓練を経ずに安全かつ簡便に利用できるような仕組みが整えられている必要がある。以上のような観点を踏まえ、当面、インターネットやATM等の非対面取引を専門に行う銀行に対する免許・監督については、以下の点に留意する。なお、電子金融取引に係る規制・監督一般については、関連分野の有識者からなる各種報告書の指摘も踏まえ見直しを行う。
(2)免許審査及び免許後の監督において留意すべき事項	同左
a 免許審査において確認すべき事項	同左

(参考)異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応(運用上の指針)の改正

改正前(運用指針)	改正後(ガイドライン)
<p>ア 以下に掲げる事項について、無店舗営業であっても適切に対応し得るための態勢が整備されているかどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客からの苦情・相談の対応 システムダウン等に伴う顧客対応 法令に基づく顧客への説明義務の履行 ディスクロージャーの履行 マネーローンダリング防止等の観点からの本人確認義務の履行 <p>イ 収支見直しについて、競合者の参入、システムの陳腐化等、環境の悪化に伴う対応方針が確立しており、その場合でも一定の収益を見込めるような計画となっているかどうか。</p> <p>ウ 金利等の条件に敏感である顧客層の特性や、取引の解約・変更が容易になされ得る特性に鑑み、顧客の一時大量流出に備えた流動性確保のための方策が確立しているかどうか。</p> <p>エ システムのセキュリティのレベルが十分な水準に達しているかどうか。システムの安全管理体制(外部委託先の管理を含む)や障害発生時の危機管理体制等が適切に講じられているかどうか。(外部機関の評価書類を提出させる)</p>	<p>同左</p>
<p>b 免許後の監督において留意すべき事項</p> <p>免許審査時に確認した対応策の履行状況について、検査ないし報告徴求等により確認する。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>
<p>既存銀行等への適用</p> <p>上記 . に掲げた監督上の留意点は、既存の銀行を事業会社等が買収した場合、既存の銀行が顧客の個人情報を活用する場合やインターネットバンキングを行う場合等、同様の形態を持つ既存銀行の監督においても、基本的に適用することとする。</p>	<p>7-2 既存銀行等への適用</p> <p>上記7-1に掲げた監督上の留意点は、既存の銀行を事業会社等が買収した場合、既存の銀行が顧客の個人情報を活用する場合やインターネットバンキングを行う場合等、同様の形態を持つ既存銀行の監督においても、基本的に適用することとする。</p>
<p>また、上記 . の 1 ~ 3 . に掲げた免許審査・監督上の留意点は、事業会社等が銀行持株会社を保有しようとする場合についても適用することとする。</p>	<p>また、上記7-1-1~7-1-3に掲げた免許審査・監督上の留意点は、事業会社等が銀行持株会社を保有しようとする場合についても適用することとする。</p>